

福岡県公報

平成二十四年八月三十一日
第三千四百二十五号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正

する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年八月二十一日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(補則)

第三十二条 この規則により難しい事情があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の規定は、平成二十四年八月十日から適用する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第二号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年八月二十一日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第二十一項中第三十一号を第三十二号とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

28 第三十二条の規定により、この規則により難しい場合の別段の取扱いを承認すること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。